

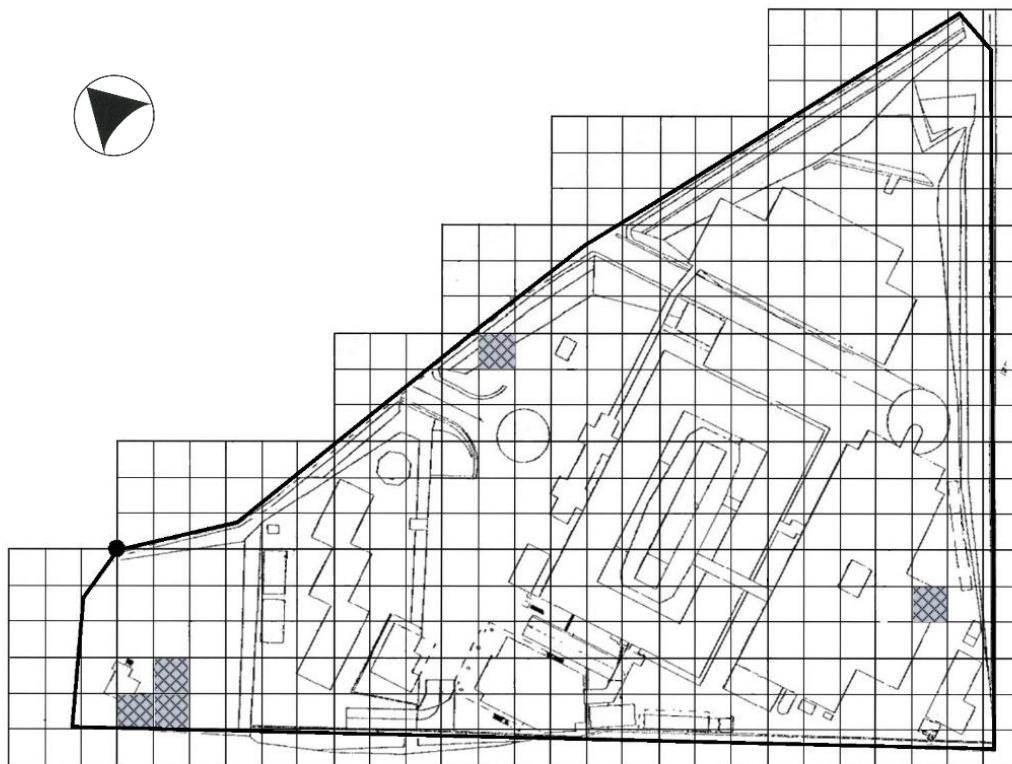
## 土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	須磨区高倉台1丁目1番の一部
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和元年11月29日
特定有害物質の種類	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
2. 土壤汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法 <input type="checkbox"/> 第3条 <input checked="" type="checkbox"/> 第4条第2項 <input type="checkbox"/> 第14条 <input type="checkbox"/> その他（第  条）
試料採取等対象物質	地歴調査で使用等が確認された、クロロエレン、1,1-ジクロロエレン、1,2-ジクロロエレン、トリクロロエレン、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物を含む、第1種特定有害物質全物質、第2種特定有害物質全物質及びポリ塩化ビフェニール（PCB）
土地の地歴調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院の跡地である。</li> <li>・病院において特定有害物質の使用等の履歴がある。</li> </ul>
土壤の測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砒素及びその化合物 溶出量最大 0.047 mg/L（指定基準値 0.01 mg/L）</li> <li>・ふっ素及びその化合物 溶出量最大 1.3 mg/L（指定基準値 0.8 mg/L）</li> </ul>
基準超過が確認された土地の面積	508.2 平方メートル
土壤汚染の原因	基準超過が確認された砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物物質については、当該土地での使用等がなかった物質であり、原因は特定できない。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：フェンスで囲まれており一般の人が立ち入る土地ではない。）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

## 位置図



## 指定区域図



### <凡例>

- : 起点
- : 敷地境界線
- ▣ : 形質変更時要届出区域

### <起点>

起点は、神戸市須磨区高倉台1丁目1番の最北端とする。

### <格子の回転角度>

46° 19' 34"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を始点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。